

東京都プール等取締条例等に係る監視体制に関する規定等

東京都では、プール等取締条例等により以下の規定を設けており、これらの基準を遵守し、遊泳者の安全確保を徹底する必要があります。

○措置の基準

- ・危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。【条 5-1-2】
- ・監視人を適当数配置すること。【別表 2-1-2】
- ・許可経営者及び届出経営者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。【別表 2-1-2 の 2】

監視所には、専任の監視人を配置し、常に水泳者の安全に配慮し、危険防止及び救助に努めること。

経営者は、監視人に対して、水泳者の事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助並びに衛生管理等に必要な事項の知識及び技術等について、施設又は区域に即した研修及び訓練を行うこと。

また、これに加えて、保健所及び消防署等の外部機関で実施される講習を受講するなど監視人の研修及び訓練の一層の充実を図ることが望ましい。【通知】

- ・救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。【別表 2-1-3】

救命器具は、監視人が事故等の緊急時に迅速に使用できる場所に保管し、常に適正に使用できる状態であること。【通知】

- ・救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。【別表 2-1-9】

経営者、管理者、監視人その他の関係者の事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど、体制を整備すること。また、マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。【通知】

○（参考）施設の基準

- ・監視所は、施設又は区域全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。なお、一の監視所で施設又は区域全体を見渡すことができない場合にあつては、監視所を複数設けること。【別表 1-1-5】

監視所は、水泳者の安全確保のため、貯水槽の水底を含め、施設又は区域の全体を見渡すことができる位置に設置し、かつ、事故発生時等に監視人が迅速に対応できる場所とすること。また、プール等の構造上死角が生じるおそれのある場合は、監視所を複数設置すること。【通知】

※ 【】内の表記は以下の根拠法令を指す。

条例：プール等取締条例（条 1-1-1 とは、条例第 1 条第 1 項第 1 号のことをいう。）

別表：プール等取締条例施行規則別表

通知：平成 19 年 11 月 21 日 19 福保健衛第 849 号